

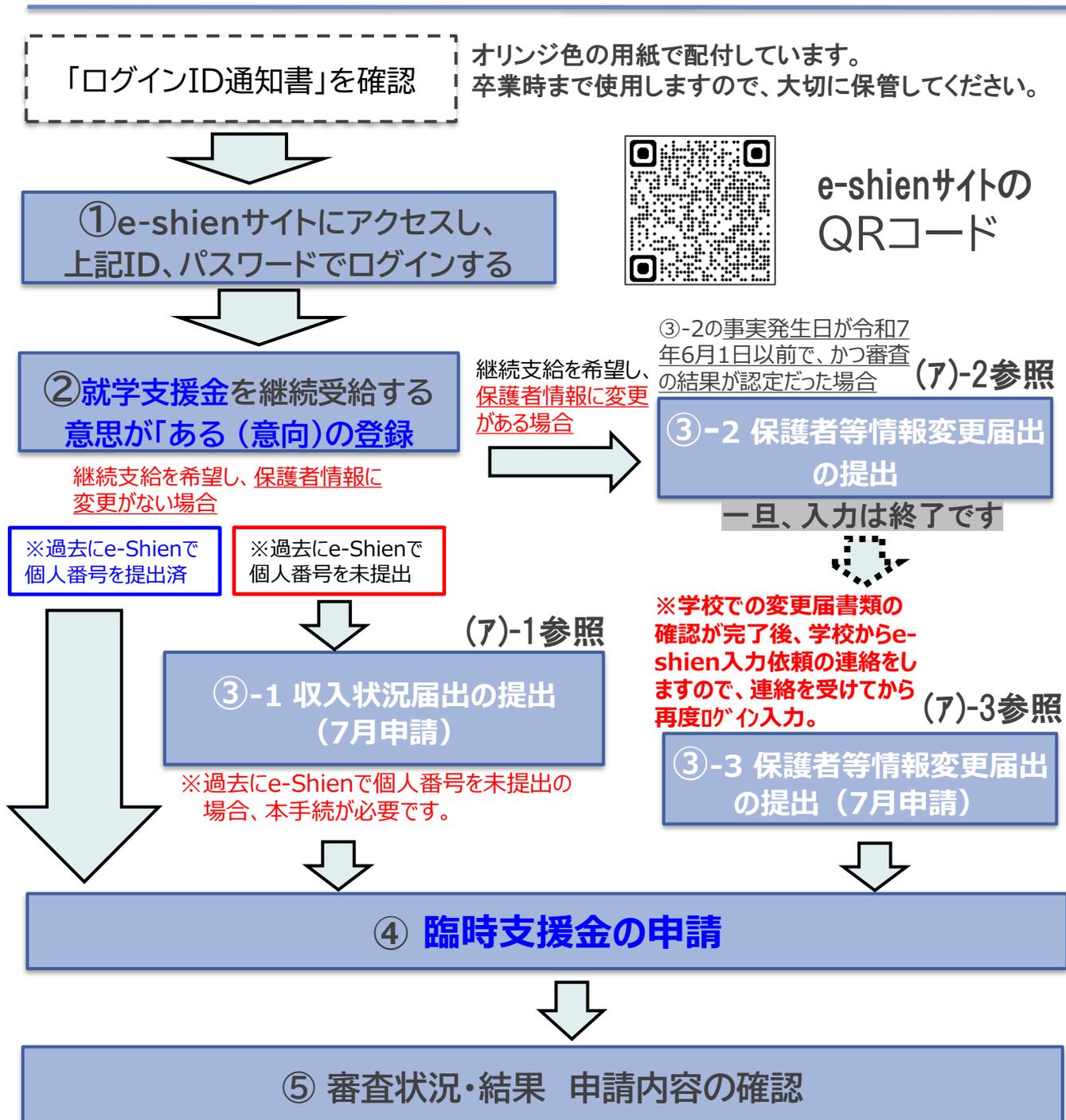
● e-Shien「継続申請」の流れ

全員、必ず学校の定める期日までに入力を行ってください。

e-Shienを利用した「継続申請」の主な流れは以下となります。

就学支援金・臨時支援金の申請 (ア)【継続申請】～簡略ガイド版～

(大阪府HP掲載のマニュアルを、学校側で簡略化して案内しています)



※結果通知書は、後日お通いの学校より紙でお渡しいたします。

**税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。
必ず事前に申告手続きをお願いします。**

② 就学支援金を継続受給する 意思が「ある」(意向)の登録

継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
1 継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出

継続意向登録

1 2 3
継続意向登録 継続意向確認 登録完了
申請意向登録 入力内容確認

確認事項

1 以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 **必須**

- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

継続意向確認

2 どちらかを選択してください。 **必須**

現在設定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。

受給権を放棄します。

資格消滅通知が送付されます。

保護者等情報の変更について

3 前回の申請時から保護者等に変動は発生、死別、養子縁組

ありません。(②以外の理由)

あります。

保護者等に変更がある場合、住所(課税地)に変更がある場合は、学校事務室まで連絡してください。所定の「変更届」を提出していただく必要があります。

4 入力内容確認

手順

1 「**継続意向登録**」ボタンをクリックします。

手順

1 内容を確認し、**チェック**します。

2 支給の継続を希望するかどうかを選択します。

- 就学支援金の**支給の継続を希望する場合**
 → **上部：受けたいと考えています。**

所得制限に該当する場合でも、上部：受けたいと考えています。を選択してください！

⚠️ **放棄する場合、臨時支援金についても受けることができません！授業料のお支払いが必要となります。**

3 **保護者等の変更有無を選択します。**

- 離婚、再婚等による**保護者等の追加・削除がある場合**
- 保護者等の**課税地、収入状況提出方法、生活扶助の受給有無等の情報に変更がある場合**
 → ①あります。(②以外の理由)
- 変更がない場合**
 → ③ありません。

4 「**入力内容確認**」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

補足

電話番号又はメールアドレスを変更したいときには、「①あります。(②以外の理由)」を選択してください。

継続意向登録確認



継続意向確認

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

< 継続意向登録に戻る

1 本内容で登録する

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。

中央の「続けて収入状況届出を行う」またはメニューの「収入状況届出」より、収入状況届出を行ってください。

※ 受付番号を控えていただく必要はありません。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	ありません。

< マイページに戻る

1 続けて収入状況届出を行う >

※継続意向があり、保護者等に変更がある場合の画面

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。

中央の「続けて保護者等情報変更届出を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出」より、保護者等情報変更届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	ありません。

< マイページに戻る

1 続けて保護者等情報変更届出を行う >

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「**本内容で登録する**」ボタンをクリックします。

手順

- 1 継続意向の登録結果が表示されます。
継続支給を希望し、保護者等の情報に変更がない場合で、継続支給を希望し、過去に個人番号を提出済の場合

過去にマイナンバー(個人番号)を提出済みの場合、表示されません。

支援金の手続きは完了です。
続けて「臨時支援金」申請の登録に進みます。

(過去にマイナンバー(個人番号)を未提出の場合)
「続けて収入状況届出を行う」をクリック

③-1 [(ア)-1]へ

継続支給を希望し、保護者等の情報に変更がある場合
「続けて保護者等情報変更届出を行う」

③-2 [(ア)-2]へ

❗ 意向登録を間違ってしまった場合、学校事務室まで連絡してください。
学校による登録解除後に、再度登録してください。

④ 臨時支援金申請を登録する

過去すべての申請において、臨時支援金申請を一度も登録していない場合に、各申請の結果画面に「臨時支援金意向登録」ボタンが表示されます。

・臨時支援金申請を登録していない場合



手順

① 「臨時支援金意向登録」ボタンをクリックします。

補足

Ⅰ 本画面を閉じてしまった場合、申請者側で「臨時支援金申請」の登録はできません。
誤って閉じてしまった場合は、学校へお問い合わせしてください。

Ⅱ 既に「臨時支援金申請」を登録している場合には、「臨時支援金意向登録」ボタンは表示されません。

手順

① 臨時支援金の支給を希望する場合、上部を選択します。
・同意事項欄が表示されます。

② 同意事項内容を確認し、チェックします。

③ 「登録内容確認」ボタンをクリックします。

補足

※臨時支援金の申請をしない場合、就学支援金が「不認定」となった場合、授業料をお支払いいただきます。



手順

① 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。



臨時支援金申請の登録結果が表示されます。
この画面が表示されれば、正常に申請は完了しています。